



平成 27 年 1 月 9 日

各 位

会社名 サイバーステップ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 類  
(コード番号 3810 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役経営管理室長 今井正昭  
(TEL 03-5355-2085)

## ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型／上場型 新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 2 月 3 日開催予定の臨時株主総会において、当社の筆頭株主であり主要株主である佐藤類氏の保有する株数 554,700 株にかかる議決権の数 5,547 権を除き、当該株主総会にご出席された（書面投票を含む。）株主の皆様のご過半数の承認を得ることを実施の条件として、当社以外の全株主を対象としたライツ・オフアリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）による資金調達を行うこと（以下「本ライツ・オフアリング」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、佐藤類氏の議決権につきましては、現時点において、権利行使資金の全額の準備が行えていないことから、東京証券取引所の定める「上場審査等に関するガイドラインⅢの 5 上場会社が発行する新株予約権証券の上場審査（公益又は投資者保護の観点）の（1）の c（b）」に定める、「割当てを受ける新株予約権証券の権利行使を行うことで持株比率を維持する意向を示していない主要株主である取締役又は支配株主」に該当するとの考えから、今般の臨時株主総会の決議より除くこととしております。

なお、本ライツ・オフアリングの実施により調達した資金については、当社の開発計画の実行に充当する予定であり、当社の開発計画に基づき実施する開発人員の増員として、主に新卒社員の採用を予定しているため、新卒社員の入社が 4 月から行われることを鑑みると、本ライツ・オフアリングの合理性評価手続きとして証券会社による審査を受けた場合では、審査に相当な時間を要することが想定されることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 304 条第 1 項第 2 号に則り、平成 27 年 2 月 3 日に開催致します当社臨時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ることを、本ライツ・オフアリングの実施の条件といたしました。

また、本ライツ・オフアリングは、新株予約権を、株主確定日時点において当社普通株式を所有する、当社を除く全ての株主に対し、その保有する株式数に応じて無償で割り当て（以下、当該割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といい、その保有者を「本新株予約権者」といいます。）、その行使に応じて資金を調達する方法です。また、本新株予約権自体は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場する予定であることから、本新株予約権の割当てを受けた株主がその行使を希望しない場合であっても、本新株予約権を市場内外で売却する機会を得ることとなります。

一方で、一定の期日までに本新株予約権の行使又は売却の何れの手続も実施されない場合においては、本新株予約権は失権し、その行使又は売却のいずれも行うことができなくなります。従いまして、当社といたしましては、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様には、①本新株予約権を行使して当社普通株式を取得する、又は②本新株予約権を売却して売却代金を得るかの何れかを選択していただきたいと考えております。当社株主の皆様におかれましては、本資料及び本日公表の「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」をご参照いただき、本ライツ・オフアリングの内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

## 1.本ライセンス・オフラインの目的等

### (1) 当社グループの状況及び資金調達目的

当社製品が属するオンラインゲーム市場においては、引き続きユーザー数は伸びているものの、提供タイトルが増加しており、ユーザーの獲得競争が続いております。また、ソーシャルネットワークサービスや Web ブラウザゲームなどが幅広い層へと広がっており、事業環境の変化が続いております。

このような環境のもと、当社グループは創業時から一貫して日本発のゲームが海外でもヒットを収めることができるという考えから、国際競争力のあるオンラインゲームの開発を単独で続け、新規ゲームタイトル鬼斬の完成に至り、2013年12月にPC版の正式サービス、2014年2月にPlayStation4版の正式サービスを開始いたしました。また、既存ゲームタイトルは引き続きユーザーの皆様から高い評価を頂いているものの、収益面において海外・国内共に低調に推移し、業績向上に向けた各種施策を行いましたが大きく回復するには至りませんでした。なお、毎週、アップデート、イベント、キャンペーン等を行い、新規ユーザーの確保、一度離れたユーザーのカムバック等でユーザー数が伸びておりますが、以下の要因により、収益の伸び悩みとなっていると、当社としては考えております。

- ①ユーザーはある程度、アクセサリ等を購入するとアクセサリを選別する目が養われ、魅力あるアクセサリでないと課金しない、といった傾向があること。
- ②無料で遊べるゲームであるため、課金しないユーザーがいること。
- ③夏休み、年末年始、旧正月など売上が大きく向上するものの、通常期については売上増加となっていないこと。
- ④魅力あるアクセサリ開発を行う当社開発スタッフの人員が不足していること。

上記の要因に基づき、平成26年5月期における当社の連結経営成績は、売上高1,393百万円と、前期収益1,363百万円を上回るものの、鬼斬のタイトルリリースに伴う広告宣伝費並びに販売促進費の増加により、営業利益32百万円（前期98百万円）、経常利益50百万円（前期101百万円）、当期純損失6百万円（前期は41百万円当期純利益）と増収減益の結果となりました。また、平成27年5月期第2四半期における当社の連結経営成績は、売上高778百万円（前年同期653百万円）と、前年同期を上回るものの、同じく鬼斬の広告宣伝費及び販売促進費の増加により、営業損失66百万円（前年同期は74百万円の営業利益）、経常損失47百万円（前年同期は75百万円の経常利益）、四半期純損失62百万円（前年同期は49百万円の当期純利益）を計上する結果となりました。上記のとおり、当社の直近における業績の概況として、売上高の規模は僅かながら増加しているものの、鬼斬のタイトルリリースによる広告宣伝費並びに販売促進費の増加をはじめとする販売費及び一般管理費の増加により、営業損失を計上している状況であります。

よって、新規タイトルのリリースによる収益性の向上を図らない限り、恒常的に赤字を計上する可能性があることを認識しております。

また、オンラインゲームの市場においては、PlayStation等のゲームハード端末機やPCオンラインゲームに加え、スマートフォンやタブレット端末の普及による利用者数の拡大を背景に、Android/iOSをはじめとするプラットフォームの多様化が進み、各社の提供コンテンツやアプリケーションサービスはますます複雑化・高度化する傾向にあるなど、企業間におけるユーザー獲得競争は今後も激化することが予想されます。

加えて、ユーザーが求める水準が高くなっていること、ゲームハード端末機やPC、及びスマートフォンやタブレット端末の性能向上により、提供コンテンツやアプリケーションサービスはますます複雑化・高度化していく状況であることから、結果として、ゲーム業界全体の新作ゲームの開発期間も長くなり、また、開発コストも年々増加しており、1本当たりの開発コストも最大数億円にまで増加しております。

このような環境のなか、当社グループは、競合他社を凌駕する大型かつ斬新なゲームを今後、複数開発することを予定しております。

また、当社のこれまでの開発実績として、鬼斬においては当社初の大型ゲームタイトルとしての開発を行いましたが、当社の限られた開発人員の中で、既存ゲームタイトルのメンテナンス、バージョンアップ作業を進める傍ら、新規タイトルの開発を行っていることから、新規ゲームタイトルの開発に対応できる時間が自ずと制限され、鬼斬については結果として、当初の見込みよりも大幅な開発期間の長期化を伴う結果となりました。また、当社の人員計画においても、開発スタッフには、新規ゲームタイトルの開発にモチベーションを見出すスタッフも多く、新規ゲームタイトルの開発期間が終了し、既存ゲームタイトルのメンテナンス、バージョンアップの作業に従事することとなった際に、モチベーションが低下し退職を選択するというケースがあり、その結果として、開発スタッフが減少したことにより、新規タイトルの開発の傍ら、既存ゲームタイトルのメンテナンス、バージョンアップも兼務することとなり、開発期間の延長を余儀なくされる事態が発生いたしました。具体的には、

鬼斬については、計画時において2年程度の期間でのサービスインを想定しておりましたが、実際には5年程度の期間を要することとなりました。

これらの鬼斬の開発における経験を活かし、今後については、新規大型タイトルの開発においては、新規ゲームタイトルの開発と、既存ゲームタイトルのメンテナンス、及びバージョンアップのスタッフとを基本的には区分けすることで、新規ゲームタイトルの開発期間の納期を優先できる体制を構築し、また既存ゲームタイトルのメンテナンス、及びバージョンアップについては、外部業者等の活用も行うことといたします。

更に、開発スタッフの志向を見極め、新規ゲームタイトルの開発に専念したいスタッフについては、新規タイトルの開発にのみ従事させるという方針を取ってまいります。

なお、開発体制の構築に伴い、新卒及び中途採用の更なる拡大を行い、人員増強を図る方針です。具体的には、現状の開発体制として、平成26年12月末時点における開発部門は63名であり、既存のゲームタイトルのメンテナンス・アップデートに従事する人員はうち19名ですが、現状は新規のゲームタイトルの開発要員44名についても、業務分掌上、明確に区分をすることができず、既存のゲームタイトルのメンテナンス・アップデートを兼務しておりました。

今般の開発体制の再構築により、既存のゲームタイトルのメンテナンス・アップデートと新規ゲームタイトルの開発を明確に区分し、新規ゲームタイトルの開発期間が長期化しないようにする方針です。

また、新規採用につきましては、これまで年間10名超の新卒及び中途採用を行っていましたが、今後は、採用数を拡大させ、年間40名程度の採用を図ることで、体制の拡充を図っていく予定です。なお、新規採用は、主に新卒者の採用規模拡大を主に予定しており、開発における各部門のリーダーポジションについては、既存のメンバーにて対応していくことで、経験の浅い新卒社員の比率が高まった状況となった場合でも、質の高いゲームタイトルの開発が可能であると考えており、また、新卒者についても入社後数年で、リーダー候補となりうるよう、教育体制についての拡充を検討しております。

加えて、今後の当社の人員体制としまして、今後は開発体制を130名規模まで増加させる方針であり、当面は開発人員の確保に加え、開発スタッフの意向を鑑みて、区分けされた新規開発又はメンテナンス・アップデートのチームに従事させるなどの施策を行い、離職率の低下となるような施策を検討していく方針です。なお130名規模の体制を構築後は、その後の収益の状況及び開発の状況を鑑みて、逡増もしくは130名規模の体制維持を図ってまいります。

上記の開発体制の構築により、今後新たな大型ゲームタイトルの開発を年間2本、スマートフォン向けゲーム3本程度のペースで推進していく方針です。

なお、これまでの当社における開発体制としましては、まだ小規模な人員体制であるため、多額の開発コストを必要とする種類のゲームを開発することは得策ではないとの方針でありましたが、現在の業界全体の動向、及び当社の強みである「長期間に渡り楽しんでいただけるゲームを開発する」という方針により、今後の開発方針を改めて検討した結果、今後は新たな大型ゲームタイトルの開発にも着手を行っていく方針に転換致しました。

また、新規開発の為には、1本当たり最大数億円の開発コストが想定されることから、本ライセンス・オフリングを企図し、新作ゲームの企画及び開発に係る人件費及び外注加工費、並びに新作ゲームの広告宣伝費として必要な資金を調達することと致しました。

これにより、開発期間の長期化・開発資金高騰という市場環境の中で、当社のゲームタイトルのラインナップの核となるタイトルの開発によりユーザー数の向上を図り、更にはユーザーの利用拡大が、課金数及び金額の単価上昇による収益の拡大につながることで、企業価値の向上、ひいては株主価値の増加に繋げていけるものと考えております。

なお、当社製品が属するオンラインゲーム市場においては、事業環境の変化が激しいことから、従来から連結業績予想については、開示していない方針としております。

また、本ライセンス・オフリングにより資金調達が行われた場合における業績の見通しにつきましては、同様の理由により、数値的な記載を行うことが困難であることから、定量的な今後の収益の見通しについては、開示しない方針としております。このような状況ではありますが、四半期毎に実施する決算業績及び事業の概況のタイムリーな開示に努めるとともに、四半期の連結業績発表時などに次四半期の連結業績見通しが算出できる場合には公表することとさせていただきます。

なお、上記のとおり、当社が本ライセンス・オフリングによる資金調達により、今後当社の開発体制を強化していく方針ではありますが、何らかの事情により、開発が当社の想定通りに進まない可能性があるほか、当社製品が属するオンラインゲーム市場においては、ユーザーの嗜好の移り変わりが激しく、ゲームのトレンドの変化も激しいことから、当社が今後リリースするタイトルが、当社の想定通りに収益計上出来ない可能性も考えられます。またリリースするタイトルについては、当社の注力の状況等に応じて広告宣伝、並びに販売促進を行います。一般的に、広告宣伝並びに販売促進につ

いては、費用の性質上、当社の期待する結果を生まない可能性があります。

加えて、本ライセンス・オフリングにより調達した資金を開発費に投下することにより、開発費が増加し、結果として、当社の業績にも影響を及ぼし、新規タイトルのリリースまでは、当期純損失を計上する見込みです。なお、本ライセンス・オフリングにおいて発行する新株予約権のうち、全体の75%が行使されたと仮定した場合には、開発費に加え、広告宣伝費、及び販売促進費として合計926,945,393円の費用が、平成27年5月期第4四半期から平成29年5月期第2四半期までの間に計上される見込みとなります。

しかしながら、当社としては、当社の主幹事業であるゲームコンテンツの開発において、収益性の高いゲームコンテンツを開発・リリースし、ユーザーの利用拡大による、課金数及び金額の単価上昇による収益の拡大につなげることが可能となれば、企業価値の向上、ひいては株主価値の増加に繋がるものと考えていることから、開発費の増加により、一時的に当期純損失を計上する見込みではあるものの、長期的には当社の企業価値向上に資するものとなるものと考えております。

## (2) 本ライセンス・オフリングを選択した理由

当社は、今回の資金調達に際して、既存株主の皆様の利益保護を実現させるべく、公募増資等の様々な資金調達の方法を検討いたしました。その結果、以下の点から、今回の資金調達方法としてノンコミットメント型ライセンス・オフリングの方法を選択することといたしました。

### ① その他の資金調達方法の検討について

当社は、本資金調達方法以外に以下のような調達方法も検討いたしましたが、それぞれ以下の理由により採用いたしませんでした。

#### A. 金融機関からの借入れ

今般の調達資金は、上述のとおり、新作ゲームの企画及び開発にかかる人件費及び外注費、並びに新作ゲームの広告宣伝費に充てることを予定しており、上述の開発体制の見直しにより、開発期間の延長については、今後発生しない可能性が高いものの、ゲームのトレンドの大幅な変化や、PlayStation等のゲームハード端末機、PCスマートフォンやタブレット端末等のハード環境の大幅な変化など何らかの事由が発生したことによって、開発期間の延長などの可能性も否定できないことから、金額及び借入期間等も固定されている金融機関等からの借入による間接金融については、開発資金の需要とはマッチングせず、また調達を企図している金額は、10億円を超えるものであり、当社の与信状況を鑑みると、拒絶されることは明白なことから、金融機関に打診することなく資金調達方法の候補から除外することと致しました。

なお、当社の既存の借入金の一部については、下記のいずれかに抵触した場合、取引金融機関が基準金利、利幅の見直し及び借越極度等の取引条件の見直しについて、当社に協議を求められることとする財務制限条項が付されています。

① 当社の最終の決算期に関する損益計算書によるインタレストカバレッジレシオ(※)が1以下となった場合

※インタレストカバレッジレシオは、(営業利益+受取利息)/支払利息で算定

② 当社の最終の決算期およびその前の決算期において、損益計算書における当期純利益が赤字となった場合

③ 当社の最終の決算期の貸借対照表が債務超過となった場合

平成26年5月期において上記①に抵触しているものの、当該事実、並びに現状の当社の事業環境について取引金融機関へ報告を行った結果として、当社として新規の借入申込みができない状況ではなく、また、既存の借入についても取引条件の見直しは求められておりません。

#### B. 公募増資

当社の株式流動性や時価総額がより高い水準に至った際には有力な資金調達手段となり得る可能性があります。平成27年5月期第1四半期における当社の連結経営成績は、売上高455百万円と、前年同期を上回るものの、営業損失59百万円、経常損失57百万円、四半期純損失68百万円を計上しており、引受証券会社が負うリスクの観点と当社の資金使途から、算出した調達希望額を考慮した結果、増資を引受けて頂ける証券会社を見つけることが困難であることが明白であること等を鑑み、証券会社には、打診を行わずに資金調達方法の候補からは除外することと判断いたしました。

#### C. 第三者割当による株式、新株予約権、又は転換証券の発行

第三者割当による株式、新株予約権、又は転換証券の発行につきましては、既存株主の皆

様に持分の希薄化にさらなる影響を及ぼすこと、並びに、当社の経営権の安定性を保持しながら、当社の株式を引き受けて頂けることを前提として、当社が今後必要としている資金調達額を考慮したうえで、当該規模のエクイティ・ファイナンスを引き受けて頂ける可能性のある割当見込先についての打診を行ったところ、具体的な引き受けの条件等の協議を行う相手先が見つからなかったことから、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

#### D.非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てにつきましては、株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権の行使を望まない株主の皆様が持分の希薄化の影響を回避するための選択肢が限定的であることから、株主の皆様の利益及び持分の希薄化の影響の観点では必ずしも望ましい方法ではないと考え、資金調達方法の候補から除外いたしました。

#### E.ライツ・オフアリング（コミットメント型）

コミットメント型ライツ・オフアリング（特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行行使することを定めた契約を締結する、ライツ・オフアリングのスキームの一形態）は、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金用途に充当できないこととなるリスクを低減させることができるという利点があります。当社は、いわゆるライツ・オフアリングにおけるコミットメントが、金融商品取引法における有価証券の引受けに該当するため、コミットメント型ライツ・オフアリングの実現可能性について、証券会社に打診を行い、同スキームについてもその実現可能性を検討いたしました。上記の公募増資と同様に、現在の当社の株式流動性や時価総額等を鑑みると、その実施は相当に困難であると判断し、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールで、具体的な引き受けの条件等の協議を行う証券会社を見出せていないことから、今回の資金調達においては、コミットメント型のライツ・オフアリングについては、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

#### ② ノンコミットメント型ライツ・オフアリングを選択した理由

上述の新作ゲームの開発資金の調達を行うという目的の達成に際して、以下に述べるライツ・オフアリング（ノンコミットメント型）の特長や、他の資金調達方法の検討を行った結果、本資金調達の方法として、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングを選択することと致しました。

（メリット）

#### A.株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、当社以外の全ての既存株主の皆様が保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てることがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様にご理解いただくとともに、かかる特長により、当社以外の全ての既存株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

#### B.株主様の株式価値の希薄化による影響の極小化

当社以外の全ての既存株主の皆様には、その保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該新株予約権を行使することによって、各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、既存株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場する予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様が本新株予約権を市場で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。上記「① その他の資金調達方法の検討について C.第三者割当による株式、新株予約権、又は転換証券の発行」に記載のとおり、第三者割当による株式、新株予約権、又は転換証券の発行による資金調達においては、既存株主の皆様にご提供する株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様の利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

#### C.新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記のとおり、本新株予約権は東京証券取引所に上場する予定であることから、当社の事業をご支援頂ける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することが可能です。これにより、市場を通じて本新株予約権を取得し、取得した新株予約権を行使することで株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び、当社株式の流動性の向上が見込まれ、結果として、株主の皆様が当社株式を市場でお取引できる機会が増加するものと考えております。

(デメリット)

#### A.資金調達額の不確実性

本資金調達方法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権について、市場を通じて取得した株主様若しくは投資家様の投資行動によっては、調達する資金の額が想定を下回るおそれがあります。この点、株主の皆様につきましては、本書面、「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ」(URL: <http://corp.cyberstep.com/ir/index.html>)、並びに本新株予約権に係る有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)

(URL:<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)、及び本日付で公表いたしました「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明(Q&A)」

(URL: <http://corp.cyberstep.com/ir/index.html>)等を通じて、本資金調達方法及び当社の状況を十分にご理解頂きたく存じます。

以上のことから、当社といたしましては、既存株主の皆様に対するライツ・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、既存株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考え実施することといたしました。

## 2.ライツ・オフアリングの概要

### (1) 無償割当ての方法

平成27年2月13日(金)を株主確定日とし、当該株主確定日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対して、その有する当社普通株式1株につき1個の割合でサイバーステップ株式会社第23回新株予約権を新株予約権無償割当て(会社法第277条)の方法により割り当てます。

### (2) 本新株予約権の内容等

①新株予約権の名称	サイバーステップ株式会社 第23回新株予約権
②新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権1個当たり、当社普通株式1株
③本新株予約権総数	2,319,800個 ※上記新株予約権の総数は、平成27年1月9日現在の当社発行済株式数(平成27年1月9日現在の発行済株式総数:2,322,500株)及び当社が保有する当社株式の数(2,700株)を基準として算出した見込み数です。また、本ライツ・オフアリングの株主確定日である平成27年2月13日までに当社が既に発行したストックオプションが権利行使された場合、本ライツ・オフアリングによって発行される新株予約権の数は、増加することとなります。 なお、当社取締役の浅原慎之輔氏、大和田豊氏につきましては、本ライツ・オフアリングの権利行使資金の調達のために、既に発行されたストックオプションを利行使する見込みであることから、権利行使に応じて(最大で333,000株)、本ライツ・オフアリングによって発行される新株予約権の数は増加することとなります。
④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)	1株(1個)につき585円
⑤新株予約権の行使によって株式を発	1株(1個)につき293円

行する場合における資本組入額	
⑥新株予約権の権利行使期間	平成 27 年 3 月 23 日（月）から 平成 27 年 4 月 10 日（金）まで
⑦新株予約権の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものといたします。
⑧新株予約権の当社の取得条項	本新株予約に取得条項は付されておりません。
⑨新株予約権の行使請求の方法	(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行います。 (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。
⑩その他投資判断上重要な又は必要な事項	(1) 当社は、本新株予約権の権利行使を受けた場合、その目的たる普通株式を新規に発行した上で交付いたします（自己株式による交付は予定しておりません。）。 (2) 本書及び平成 27 年 1 月 9 日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL： <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> ）を熟読された上で、株主又は投資家の皆様の責任においてご判断ください。 (3) 本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国居住株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等は除きます。）は、かかる点につき注意を促します。米国居住株主は、本新株予約権を行使することができません。なお、「米国居住株主」とは、1933 年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール 800 に定義する「U.S. holder」を意味します。 ※外国証券法の適用がない旨を確認する措置について 本新株予約権の行使請求取次の依頼日（各証券会社が行使請求に要する事項の通知を発行要項記載の行使請求受付場所に行う日とします。）から 7 営業日前までに、当該権利行使にかかる株主（実質的に本新株予約権の行使の権限を有する者）が、外国証券法の適用がない旨を証明した資料及び別途当社が指定する資料を当社に提供いただき、かつ当社にて当該事項が証明された旨を確認できた場合は、当該株主につきましては、本新株予約権の行使を認めさせていただく場合がございます。その場合には、当社よりその旨書面にて通知いたしますので、その後に証券会社を通じて本新株予約権の行使請求を行っていただくこととなります。かかる例外的措置を希望する外国居住株主の皆様につきましては、まずは事前に当社の問合せ先までお電話で相談ください。

	※各株主の皆様における手続の詳細につきましては、平成27年1月9日（金）公表の「ライツ・オフリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」をご参照ください。
--	--

### 3.ライツ・オフリングの日程

日程	内容
平成26年12月26日（金）	臨時株主総会開催のための基準日
平成27年1月9日（金）	取締役会決議 本新株予約権無償割当てに係る有価証券届出書提出
平成27年1月25日（日）	本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生日（予定）
平成27年1月29日（木）	本新株予約権無償割当てのための基準日公告日
平成27年2月3日（火）	臨時株主総会決議
平成27年2月3日（火）	本新株予約権無償割当ての総株主通知請求日
平成27年2月13日（金）	株主確定日（予定） ※本新株予約権の割当対象とする株主の確定日
平成27年2月16日（月）	本新株予約権無償割当ての効力発生日（予定） 本新株予約権上場日（予定）（東京証券取引所より後日発表）
平成27年3月5日（木）	本新株予約権の株主割当通知書送付日（予定）
平成27年3月23日（月）から 平成27年4月10日（金）まで	本新株予約権行使期間（予定）
平成27年4月3日（金）	本新株予約権の市場での売買最終日（予定） ※売買注文の受付最終日は証券会社ごとに異なる場合があります。
平成27年4月6日（月）	本新株予約権上場廃止日（予定） （東京証券取引所より後日発表）

### 4.調達する資金の額及び資金の用途等

#### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,017,812,250 円
② 発行諸費用の概算額	90,866,858 円
③ 差引手取概算額	926,945,392 円

- (注) 1 上記払込金額の総額は、発行する新株予約権のうち、全体の75%が行使されたと仮定した場合の金額（1,017,812,250 円）であり、平成27年1月9日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する自己株式の数を除く。）を基準として算出した見込額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、フィナンシャル・アドバイザーである株式会社 ADCC-FAS（東京都千代田区飯田橋 2-6-3 代表取締役 星野 智之）に対する本ライツ・オフリングの企画、及び権利行使の促進に関する実務、今後の開発計画の立案等に関する実務支援に対する業務委託報酬（払込金額の総額を1,017,812,250 円と仮定した場合における払込金額の総額の7%、その他着手金 5,000,000 円）として 76,246,858 円、弁護士報酬（二重橋法律事務所、東京都千代田区丸の内 3-4-1 代表弁護士 大塚 和成）7,000,000 円、有価証券届出書等開示資料作成費用 3,500,000 円、登記費用・証券代行事務手数料等その他諸費用（株主総会費用、各口座管理機関への事務手数料、フィナンシャル・アドバイザーである株式会社 ADCC-FAS の反社会的勢力の関係に関する調査等（株式会社セキュリティ&リサーチ、東京都港区赤坂 2-8-11 代表取締役 羽田寿次））4,120,000 円を含み、消費税等は含まれておりません。
- 3 フィナンシャル・アドバイザーである株式会社 ADCC-FAS は、当社の決算開示実務をかねてから支援頂いていることから当社の状況について理解を頂いており、また、複数の上場企業のエクイティ・ファイナンスにおいて、開示書類の作成等の支援を行っている実績等を勘案し、フィナンシャル・アドバイザーとして選定することと致しました。
- なお、フィナンシャル・アドバイザー報酬決定の経緯として、本ライツ・オフリングに関



する事前相談及び経営管理資料の作成の過程において、当社は管理コストの削減のため、管理部門の人員について必要最低限の規模で運営を行っており、専門的な知見及び経験を持つ人員が管理部門において限られていることから、相応の業務を株式会社 ADCC-FAS に依頼することが前提となることを踏まえ、協議のうえ決定することと致しました。

また、フィナンシャル・アドバイザー、反社会的勢力の関係に関する調査会社、及び弁護士事務所につきましては、当社取締役のいずれとも人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

- 4 本新株予約権の行使期間内に、本新株予約権総数のうち 75%以上の行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は上記に記載の金額よりも減少します。一方で、75%を超えて行使が行われる場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は上記に記載の金額よりも増加します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

以下の内容は、他社の上場企業のライセンス・オフリングの実績等をもとに、発行する新株予約権のうち、全体の 75%が行使されたと仮定した場合の金額をもとに作成したものであり、最終的な調達額が確定次第、それに対応する資金使途について別途開示する予定であります。

また、発行する新株予約権のうち、全体の 100%が行使されたと仮定した場合の調達額は 1,357,083,000 円であり、発行諸費用 115,795,810 円を控除した調達額は、1,241,287,190 円となります。

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
①平成 27 年 5 月期第 4 四半期～平成 29 年 5 月期第 2 四半期に開発予定の大型タイトル(対戦型ゲーム)の開発費、並びに広告宣伝費	396,000,000	平成 27 年 4 月～平成 28 年 10 月
②平成 27 年 5 月期第 4 四半期～平成 29 年 5 月期第 2 四半期に開発予定の大型タイトル(RPG 型ゲーム)の開発費、並びに広告宣伝費	488,000,000	平成 27 年 4 月～平成 28 年 10 月
③平成 27 年 5 月期第 4 四半期～平成 29 年 5 月期第 2 四半期に開発予定のスマートフォン向けゲーム 1~5 タイトルの開発費の一部資金	42,945,392	平成 27 年 4 月～平成 28 年 9 月

- (注) 1.上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。  
2.今後のオンラインゲーム市場においては、ユーザーの求めるゲームの水準も高くなっていくものと考えられることから、それに対応して各期の大型タイトル開発費増加を見込んでおります。

具体的な資金使途の内容は、以下の通りです。

- ①平成 27 年 5 月期第 4 四半期～平成 29 年 5 月期第 2 四半期に開発予定の大型タイトル(対戦型ゲーム)の開発費、並びに広告宣伝費

当社の開発新規タイトルとして、平成 28 年 10 月頃のリリースを予定するタイトルの開発資金及び広告宣伝費として充当することを予定しております。具体的には、PC、PS4、X-BOX ONE 向けの対戦型ゲームを予定しており、総額 396 百万円の支出を予定しております。なお、開発期間については、平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月に開発を行い、その後、平成 28 年 4 月～平成 28 年 9 月にテストプロセスによるチェックを行います。開発期間(平成 27 年 4 月～平成 28 年 9 月)において、開発人員の人件費として 192 百万円、PC 等の設備費用として 17 百万円、外注費として 10 百万円、及びその他開発費として 10 百万円を予定しております。

また、テストプロセスにおけるチェックに要する支出として、サーバー費用として 20 百万円、回線関連費用 12 百万円を予定しております。上記開発費に加え、同タイトルの TV、ネット関連の CM 費用等の広告宣伝費として 100 百万円、イベント、グッズ製作の販売促

進費として 25 百万円、その他諸費用として 10 百万円の支出を予定しております。  
 なお、タイトルリリース後の広告宣伝、及び販売促進にかかる支出については、タイトル  
 リリースによる収益により、追加支出していく可能性がございます。

<資金使途の内訳>

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
開発人件費	192,000,000	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 9 月
システム関連設備費	17,000,000	平成 27 年 4 月～ 平成 27 年 5 月
外注費(イラスト・声優等)	10,000,000	平成 28 年 4 月～ 平成 28 年 9 月
サーバー関連費用	20,000,000	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 9 月
回線関連費用	12,000,000	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 9 月
その他開発費	10,000,000	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 9 月
広告宣伝費 (TVCM、ネット広告、製 作費)	100,000,000	平成 28 年 5 月～ 平成 28 年 10 月
販売促進費 (イベント、グッズ製作 他)	25,000,000	平成 28 年 5 月～ 平成 28 年 10 月
その他諸費用	10,000,000	平成 28 年 5 月～ 平成 28 年 10 月
合計	396,000,000	

なお、当該新規開発タイトルの収益計上は、リリース後の平成 28 年 10 月頃より収益を計  
 上できる見通しとしております。当該タイトルは、当社の対戦型ゲームの大型タイトルの  
 主軸としての開発を見込んでおり、第 1 弾の収益の状況に応じて、次回作の製作も検討し  
 てまいります。また、その他開発費は、開発に関する消耗品・書籍等の購入等であり、そ  
 の他諸費用については、海外サービスの展開に関する現地調査費用及びサービス構築費用  
 等に関する費用であります。

②平成 27 年 5 月期第 4 四半期～平成 29 年 5 月期第 2 四半期に開発予定の大型タイトルの開  
 発費、並びに広告宣伝費

当社の開発新規タイトルとして、平成 28 年 10 月頃のリリースを予定するタイトルの開発  
 資金及び広告宣伝費として充当することを予定しております。具体的には、PC、PS4、  
 X-BOX ONE 向けの RPG 型ゲームを予定しており、総額 488 百万円の支出を予定して  
 おります。なお、開発期間については、平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月に開発を行い、その  
 後、平成 28 年 4 月～平成 28 年 9 月にテストプロセスによるチェックを行います。開発期  
 間(平成 27 年 4 月～平成 28 年 9 月)において開発人員の人件費として 216 百万円、PC 等  
 の設備費用として 23 百万円、外注費として 20 百万円、及びその他開発費として 10 百万  
 円を予定しております。

また、テストプロセスにおけるチェックに要する支出として、サーバー費用として 40 百  
 万円、回線関連費用として 24 百万円、その他諸費用 10 百万円を予定しております。上記  
 開発費に加え、同タイトルの TV、ネット関連の CM 費用等の広告宣伝費として 115 百万  
 円、イベント、グッズ製作の販売促進費として 30 百万円の支出を予定しております。

なお、タイトルリリース後の広告宣伝、及び販売促進にかかる支出については、タイトル  
 リリースによる収益により、追加支出していく可能性がございます。

<資金使途の内訳>

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
開発人件費	216,000,000	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 9 月

システム関連設備費	23,000,000	平成 27 年 4 月～ 平成 27 年 5 月
外注費(イラスト・声優等)	20,000,000	平成 28 年 4 月～ 平成 28 年 9 月
その他開発費	10,000,000	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 9 月
サーバー関連費用	40,000,000	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 9 月
回線関連費用	24,000,000	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 9 月
広告宣伝費 (TVCM、ネット広告、製作費)	115,000,000	平成 28 年 5 月～ 平成 28 年 10 月
販売促進費 (イベント、グッズ製作他)	30,000,000	平成 28 年 5 月～ 平成 28 年 10 月
その他諸費用	10,000,000	平成 28 年 5 月～ 平成 28 年 10 月
合計	488,000,000	

なお、当該新規開発タイトルの収益計上は、リリース後の平成 28 年 10 月頃より収益を計上できる見通しとしております。当該タイトルは、当社の RPG 型ゲームの大型タイトルの主軸としての開発を見込んでおり、第 1 弾の収益の状況に応じて、次回作の製作も検討してまいります。また、その他開発費は、開発に関する消耗品・書籍等の購入等であり、その他諸費用については、海外サービスの展開に関する現地調査費用及びサービス構築費用等に関する費用であります。

③平成 27 年 5 月期第 4 四半期～平成 29 年 5 月期第 2 四半期に開発予定のスマートフォン向けゲーム 1~5 タイトルの開発費の一部資金

当社の開発新規タイトルとして、平成 28 年 10 月以降のリリースを予定するタイトルの開発資金として 78 百万円の一部に充当することを予定しております。具体的には、スマートフォン端末向けのゲームを予定しており、その開発人員の人件費として充当することを予定しております。なお、開発期間（平成 27 年 4 月～平成 28 年 9 月）については、平成 27 年 4 月～平成 28 年 9 月に開発、テストプロセスによるチェックを行います。

また、開発人員の人件費以外の費用につきましては、営業キャッシュフロー等の、本ライセンス・オフアリング以外の方法により、資金を充当することと致します。

なお、本ライセンス・オフアリングにより調達された資金が上記の必要額に満たなかった場合につきましては、開発タイトルの削減を行うこととします。

<資金使途の内訳>

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
開発人件費	42,945,392	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 9 月
合計	42,945,392	

なお、当該新規開発タイトルの収益計上は、リリース後の平成 28 年 10 月頃より収益を計上できる見通しとしております。当該タイトルは、第 1 弾の収益の状況に応じて、次回作の製作も検討してまいります。また、その他諸費用については、海外サービスの展開に関する現地調査費用及びサービス構築費用等に関する費用であります。

- 3.本ライセンス・オフアリングの権利行使が進まない場合には、第一に③の開発本数を減らすことにより③の支出額の削減を行うほか、次に①及び②の広告宣伝費、及び販売促進費の削減を行ってまいります。また、調達額が①及び②の開発人件費、システム関連設備費、及び外注費(イラスト・声優等)の合計額にも満たない場合には、借入金等代替手段の検討も行なってまいります。また、発行する新株予約権のうち、全体の 100%が行使されたと仮定した場合の調達額は 1,357,083,000 円であり、発行諸費用 115,795,810 円を控除した調達額は、

1,241,287,190 円となります。その場合の資金使途については、①及び②の広告宣伝費または販売促進費を、それぞれ 100,000,000 円程度増額することとし、残額については、③の開発費、並びに広告宣伝費の金額を増加し、今後のタイトル開発に充当する方針です。

#### 5. 資金使途の合理性に関する考え方

本ライセンス・オフアリングは、資本を増強し、自社開発体制の強化を図ることを目的とするものとしており、当社の収益基盤となる人気コンテンツの獲得のためにも必要不可欠であると考えております。また、人気コンテンツの獲得を行い、収益基盤の確立を推進することが、既存株主に対する株主価値の向上につながると考えていることから、調達する資金使途は合理的であるものと考えております。

#### 6. 発行条件等の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権の 1 個当たりの交付株数及び行使価額につきましては、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向、発行可能株式総数、事業上の必要な調達資金の額及び既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性（株主の皆様の本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。）等を勘案して決定いたしました。その結果、割当数につきましては、当社普通株式 1 株につき本新株予約権 1 個を割り当てることとし、本新株予約権の行使により当社普通株式 1 株が交付され、また、行使価額につきましては、本ライセンス・オフアリングにより、当社の今後の事業計画に則した必要資金額が 9 億円超であることを考慮して、必要な資金の額を勘案し、1 株当たり 585 円（本新株予約権の発行決議日前営業日の当社の普通株式の株価終値（1,170 円）の 50%）に設定いたしました。なお、行使価格の決定にあたっては他社のライセンス・オフアリングの発行事例における行使比率並びに株価の推移等に加え、既存株主の議決権比率に与える影響として、株主の皆様の本新株予約権の権利行使をして頂けるよう、時価を下回る行使価額を設定する一方で、権利行使を行わない株主様の議決権比率が、大幅に減少しないことを配慮した上で、決定致しました。当該発行事例並びに本新株予約権 1 個の行使により交付される株式数が 1 株である点を鑑みれば、行使価額は少なくとも、本新株予約権の取締役会決議日の前営業日の株価終値の 50% 程度の水準に設定することが、行使促進の観点から望ましいと考えております。また、本新株予約権の取締役会決議日の前営業日である平成 27 年 1 月 9 日を基準日とした場合、東京証券取引所における当社の普通株式の直近 1 ヶ月の株価終値の単純平均値は 1,185 円、直近 3 ヶ月の株価終値の単純平均値は 1,273 円及び直近 6 ヶ月の株価終値の単純平均値は 1,459 円となりますが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額 585 円のディスカウント率は、各平均値の 50.6%、54.0%、59.9%の水準となります。

本ライセンス・オフアリングは当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、既存株主の皆様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を勘案し、本ライセンス・オフアリングの発行条件につきましては合理的であると考えております。

#### 7. 潜在株式による希薄化情報等

平成 27 年 1 月 9 日現在における当社の発行済株式数は 2,322,500 株であり、自己株式数 2,700 株を控除した 2,319,800 株と同数の 2,319,800 個が、現時点において本ライセンス・オフアリングによって発行される新株予約権の数となります。

また、本ライセンス・オフアリングの株主確定日である平成 27 年 2 月 13 日までに当社が既に発行したストックオプションが権利行使された場合、本ライセンス・オフアリングによって発行される新株予約権の数は、増加することとなります。また、当社取締役の浅原慎之輔氏、大和田豊氏につきましては、本ライセンス・オフアリングの権利行使資金の調達のために、既に発行されたストックオプションを権利行使する見込みであることから、権利行使に応じて（最大で 333,000 株）、本ライセンス・オフアリングによって発行される新株予約権の数は増加することとなります。

従いまして、本新株予約権の 1 個当たりの交付株数を 1 株とする本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は 2,319,800 株に、ストックオプションにより権利行使された株数を加えた数となり、本ライセンス・オフアリングの株主確定日時点における発行済株式総数より自己株式を控除した株数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は 100.0%となります。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割り当てられるため（平成 27 年 2 月 13 日（金）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様につきましては、平成 27 年 3 月 5 日（木）頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主の皆様がお取引のある証券会社にご登録頂いている住所宛に届く予定です。）、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主の皆様につきましては、当該株主様が有する株式価値の希薄化は生じないこととなります。

なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は

一部を補う機会が得られることが期待されます。但し、割り当てられた本新株予約権の行使又は売却を行わなかった場合には、当該株式価値について希薄化が生じる可能性又は当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

#### 8. 既存株主等の動向

当社筆頭株主である佐藤類氏（議決権比率 23.88%）、及び当社の取締役である浅原慎之輔氏（議決権比率 9.45%）、大和田豊氏（議決権比率 6.48%）、小川雄介氏（議決権比率 1.57%）及び今井正昭氏（議決権比率 0.99%）による本新株予約権の行使又に関する意向につきましては、以下の通り確認しております。

佐藤類氏については、現時点において権利行使に充てることのできる手元資金は有していないとありますが、今後、保有する当社株式による株式担保融資、保有する当社株式の売却、及び他の取締役からの借入を行い、権利行使資金に充てることを予定しており、可能な限り権利行使を行う旨の意向を伺っております。また、権利行使期間終了後に持株比率を維持できるかどうかについては、今後の資金手当てについて不確実性があるため確認できないと伺っております。なお、佐藤類氏の資金手当ての状況については、権利行使期間の初日（平成 27 年 3 月 23 日）までに少なくとも一度、状況を確認のうえ適時開示を行う予定です。

浅原慎之輔氏、並びに大和田豊氏については、保有する当社株式による株式担保融資または、現在保有するストックオプションの権利行使を行い、（大和田氏：第 18 回新株予約権 150 個（取得株式数 15,000 株）、第 19 回新株予約権 250 個（取得株式数 25,000 株）、第 20 回新株予約権 2,000 個（取得株式数 200,000 株）、浅原氏：第 20 回新株予約権 930 個（取得株式数 93,000 株）。なお、ストックオプションの目的となる株式数は、いずれも新株予約権 1 個につき 100 株です。）、本ライツ・オフリングにかかる株主確定日の平成 27 年 2 月 13 日以前に売却することで得られるキャピタルゲインをもって権利行使資金に充てることを予定しており、それらにより調達した資金にて全個数行使する旨の意向を伺っております。

なお、株式売却の際には、ストックオプションの権利行使に伴う株式に加え、保有する当社株式を売却する可能性がございますが、保有する当社株式を売却した場合には、ストックオプションの権利行使により株式を取得することをもって、売却した分の株数を穴埋めすることとし、株主確定日である平成 27 年 2 月 13 日までは、本日現在において保有する株式数を維持する旨を伺っております。

小川雄介氏、及び今井正昭氏については、自己資金にて全個数行使する旨の意向を伺っております。

#### 9. 行使状況の公表方法

本新株予約権の行使状況につきましては、権利行使期間到来後、権利行使期間満了までの間において、毎週金曜日までのものを翌週月曜日（月曜日が祝祭日の場合には火曜日）に適時開示してまいります。

#### 10. 増資の合理性に係る評価手続きの内容

今般改正された東京証券取引所の新株予約権証券の上場に係る有価証券上場規程において、増資の合理性に係る評価手続きが求められていることなどから、臨時株主総会（平成 27 年 2 月 3 日開催予定）において、当社の筆頭株主であり主要株主である佐藤類氏の保有する株数 554,700 株にかかる議決権の数 5,547 個を除き当該株主総会にご出席された（書面投票を含みます。）株主の皆様のご過半数の承認を得ることを、本件の実施の条件といたしました。

佐藤類氏の保有する株数にかかる議決権を除くこととした理由は、佐藤類氏が現時点において権利行使資金の全額の準備が行えておらず、また、今後の資金手当てについても不確実性があるため、東京証券取引所の定める「上場審査等に関するガイドラインⅢの 5 上場会社が発行する新株予約権証券の上場審査（公益又は投資者保護の観点）の（1）の c（b）」に定める、「割当てを受ける新株予約権証券の権利行使を行うことで持株比率を維持する意向を示していない主要株主である取締役又は支配株主」に該当すると当社では考えているためです。

また、当該実施の条件（臨時株主総会における佐藤類氏を除く出席株主の過半数の承認）を満たした場合であっても、当社の主要株主である取締役又は支配株主による濫用的な意思確認手続きが行われたと東京証券取引所が認めるときなど、東京証券取引所の「上場審査等に関するガイドライン」の規定に適合しない場合は、本新株予約権の上場が承認されないこととなります。この場合には、本件の実施を中止いたします。なお、当社の主要株主であり筆頭株主である代表取締役社長佐藤類氏は、本件により調達する資金の用途に関して特別の利益を有しておりません。

#### 11. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「4. 調達する資金の額及び資金の用途等（2） 調達する資金の具体的な用途」

に記載の資金使途へ充当することにより、新規タイトルの開発資金に充てる予定であり、新規タイトルによる収益強化により、企業価値の向上に寄与するものと考えております。具体的な影響につきましては、判明次第開示する予定です。

## 12.その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

### (1) 各株主の皆様のお取引について

本新株予約権が割り当てられた株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得又は東京証券取引所等を通じた本新株予約権の売却の何れかの方法をとることが可能となっております。具体的な手続につきましては、本日公表の「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」をご参照ください。なお、本資金調達方法は行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権（消滅）するスキームとなっておりますので、この点、株主の皆様におかれましては、十分にご留意いただく必要がございます。

### (2) 本新株予約権の買付け希望の株主様及び投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される株主及び投資家の皆様につきましては、まずは各自でお取引のある証券会社までお問い合わせください。お取引のある証券会社で本新株予約権の買付けに係る取次業務を受け付けていない場合は、他の証券会社に新たに口座を開設して頂く必要があります。詳細につきましては、「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」をご参照ください。

### (3) 外国に居住する本新株予約権者による本新株予約権の行使について

外国に居住する本新株予約権者については、以下の例外措置が適用される場合を除き、原則として、本新株予約権の行使が制限されます。即ち、外国に居住する本新株予約権者は、本新株予約権の行使に関しそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知が口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該外国に居住する本新株予約権者宛に書面にて送付されない限り、本新株予約権を行使することができないこととされています。本新株予約権の割当てを受けた外国居住株主に対する当該制限につきましては、会社法上の株主平等の原則に抵触するものではないか慎重に検討いたしました。当社といたしましては(i)米国その他当該国の証券法の規制が適用される可能性がある国を調査の上で特定し、外国居住株主が当該国に居住するか否かの調査を実施し、当該国に居住する株主の行使を認めた場合に履行する必要があり得る当該国における登録等の手続きに係るコストが極めて大きな負担となる一方で、(ii) 本件においては、仮に当該外国居住株主の行使を制限したとしても新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主も市場取引を通じて一定の経済的利益の回収を図れること、(iii) 外国居住株主が平成26年11月末において保有する当社普通株式の数は合計32,600株（同日時点における当社の発行済株式数（自己株式を除きます。）の1.41%）に過ぎないこと等に鑑み、慎重に検討を行った結果、本ライツ・オフアリングを実行するにあたり、外国居住株主に権利行使を認めた場合における事務・コスト負担を考慮すると権利行使を制限することについては必要性があると判断し、また外国居住株主の利益との関係での相当性を鑑み、新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主も市場取引を通じて一定の経済的利益の回収を図れることから、株価より低い行使価額で株式を取得することができる他の株主と比べても経済的な不利益を受けることはなく、また、外国居住株主が我が国の市場で株式を購入することができる状況にある場合には、外国居住株主は、株式を購入することにより持分割合を維持することが可能であること等の理由から、最終的に当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと当社として判断いたしました。なお、かかる検討に際しては、二重橋法律事務所（東京都千代田区 代表弁護士 大塚 和成）より、本件における外国居住株主による新株予約権の行使制限は、日本法上も適法であると考えられる旨の法律意見書を取得しております。また、本新株予約権の募集につきましては、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。

### (4) 現時点における発行済株式数、潜在株式数及び自己株式数（平成27年1月9日現在）並びに

割当てによる潜在株式数

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	2,322,500 株	100.00%
現 在 の 潜 在 株 式 数	1,617,800 株	69.7%
自 己 株 式 数	2,700 株	0.1%
割 当 に よ る 潜 在 株 式 数	2,319,800 株	99.9%

13. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成24年5月期	平成25年5月期	平成26年5月期
売 上 高	1,359,401 千円	1,363,659 千円	1,393,812 千円
営 業 損 失 ( Δ )	55,159 千円	98,547 千円	32,173 千円
経 常 損 失 ( Δ )	44,664 千円	101,891 千円	50,822 千円
当 期 純 損 失 ( Δ )	36,679 千円	41,086 千円	△6,020 千円
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 ( Δ )	1,794.25 円	19.90 円	△2.80 円
1 株 当 たり 配 当 金	0.00 円	0.00 円	0.00 円
1 株 当 たり 純 資 産 額	34,717.49 円	380.95 円	365.36 円

(注) 平成25年12月1日付で1株につき100株の株式分割を行いました。平成25年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年5月期	平成25年5月期	平成26年5月期
始 値	28,700 円	28,650 円	84,400 円
高 値	53,000 円	161,000 円	135,000 円 ※4,400 円
安 値	26,500 円	27,850 円	58,700 円 ※1,050 円
終 値	28,650 円	88,900 円	※1,339 円

(注) 平成25年12月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っており、※印は株式分割による権利落後の最高、最低株価を示しております。

② 最近6ヶ月間の状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	1,568 円	1,595 円	1,580 円	1,487 円	1,300 円	1,379 円
高 値	3,250 円	1,886 円	1,774 円	1,520 円	1,543 円	1,418 円
安 値	1,543 円	1,291 円	1,480 円	1,151 円	1,235 円	1,014 円
終 値	1,646 円	1,593 円	1,487 円	1,240 円	1,373 円	1,171 円

③ 発行決議日前営業日における株価

平成26年1月8日
-----------

始 値	1,195 円
高 値	1,195 円
安 値	1,165 円
終 値	1,170 円

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項はありません。



## 14. 発行要項

### サイバーステップ株式会社第 23 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称 サイバーステップ株式会社第 23 回新株予約権という。

2. 本新株予約権の割当ての方法

会社法第 277 条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、平成 27 年 2 月 13 日（以下「株主確定日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。

3. 本新株予約権の総数

株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社自己株式数を控除した数とする。

4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日

平成 27 年 2 月 16 日

5. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式 1 株とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権 1 個当たり 585 円とする。

(3) 本新株予約権の行使期間

平成 27 年 3 月 23 日（月）から、平成 27 年 4 月 10 日（金）までとする。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

(8) 本新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

7. 本新株予約権の行使請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

8. 本新株予約権の行使に際して金銭の払込取扱場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 東京営業支店

9. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。
- (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。
- (3) 本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。外国に居住する本新株予約権者（外国法に基づき設立された法人、信託又は組合を含む。以下本項において同じ。）は、その者が行使しようとする本新株予約権の行使請求取次の日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とする）の7営業日前までに、本新株予約権の行使に関し当該株主に適用される証券法その他の法令に基づく規制が課せられない旨を証する資料を当社に提出し、かつ当社が、当該株主が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、その旨を確認した旨の通知を当該外国に居住する本新株予約権者宛に書面にて送付した場合を除き、本新株予約権の行使を行うことができない。

#### 10. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

#### 11. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とする。
- (2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について、代表取締役に一任する。

以上